

危機対策本部会議

日 時：令和2年4月14日（金）16：30～17：50

場 所：3号館3階会議室

内 容：

■講義時間の変更と食堂利用について

- ・4月20日から前期期間中、講義時間は「金曜日の時間」に変更する
- ・食堂の利用時間を学年でグループ分けして、次の通り利用してもらう
 - 【A グループ】12：00～12：45 1年生、4年生、その他
 - 【B グループ】12：45～13：30 2年生、3年生
- ・上記、掲示、ホームページにより周知徹底する

■マスク着用について

- ・大学関係施設内での学生・教職員のマスク着用を徹底し、全員マスク着用する
- ・マスクがないものには、バンダナ、ハンカチマスクで代用する
- ・上記、掲示、ホームページにより周知徹底する

■遠隔授業について

- ・デモンストレーションを4月15日～23日の期間で実施する
- ・デモにより実施方法や講義の構成を確認してもらう
- ・遠隔授業のテストは実施して問題はないが、通信上の問題が残る
 - ※オンライン授業を開始した大手の大学でパンク寸前と聞く
- ・オンライン、オンデマンド型の講義（講義内容に合わせて）や時間的な調整を検討
- ・遠隔授業を実施する場合は、教員より「授業計画変更届」を教務に提出させる
- ・ただし、遠隔授業は15回の講義の内の一部とし、対面授業を実施し、教育効果が得られるようにする
(文科省 Q&A より。本来、遠隔授業を活用しての単位認定のためには、学則の変更を要する)
- ・また、学修成果として課題などを積み重ねたエビデンスを残していく
- ・緊急事態宣言の都道府県に在住する非常勤講師についても遠隔授業、集中講義で対応する
遠隔授業で本学における対面授業が不可能な場合は、専任教員による代行も考える

■週末やゴールデンウィークの移動について

- ・緊急事態宣言の都道府県に行き来は中止とする。また、それ以外の県外への移動も自粛する
- ・万が一都合により行き来が必要な場合は、緊急事態宣言の地域については、報告と共に2週間の自宅待機と健康観察をする
それ以外の県外の地域については、報告と共に健康観察をする
- ・体温計を持っていない学生で、体調不良の場合は、登学せずに自宅待機する
- ・上記、掲示、ホームページにより周知徹底する

■学生の登学後、教職員の出勤後（感染症対策）の流れについて

- ・フローの中で、保健センターの役割が明確にされていないため、修正する
- ・修正後、掲示、ホームページにより周知徹底する

■本学へ訪問する企業や一般来訪者への対応について

- ・緊急事態宣言の都道府県からの訪問はお断りする
- ・また、宣言対象地域以外からの訪問についても自粛してもらう
- ・用件は電話やメールで対応する
- ・飛び込みの来訪者についても受付・守衛室で入構をお断りする
- ・受付・守衛室に看板等を立てて案内する
- ・上記、掲示、ホームページにより周知徹底する

■緊急事態宣言対象地域の非常勤講師、特命教授等の対応について

- ・学長名の文書で来学の一時中止を周知する
- ・非常勤講師については、各コース等で講義等の調整を行う
- ・実施は4月20日からとする

■海外入試について

- ・出願期間については、要項通りとする
- ・試験日については、実施時期を遅らせることができないか検討する
※コロナの状況を見て判断する
- ・別科については、スカイプを利用して実施する

■別科の来日遅れの学生の対応について

- ・遠隔授業により実施する
- ・授業時間数の確保のため、祝日（4/29、7/23、24）を授業日とする
- ・非常勤講師には説明会を実施（済み）

■その他

- ・3密を避けられない場合は休講する（すでに教室変更の依頼があっている）
- ・クラブ活動については、感染対策をとって実施する
- ・3密を避けられないクラブ活動については、しばらくの間中止とする
- ・学外貸し出しについては、本学学生、教職員の安全を守るため、全て貸出を中止する
- ・体験学習、募集活動（高校訪問、中学校訪問）については改めて検討する
- ・6月開催予定の保護者懇談会（沖縄、長崎）については、延期または中止する